

れます。 の扶養控除額が見直さ の扶養控除額が見直さ 税制改正により平成24

15歳以下の扶養控除の廃止

の扶養控除が45万円から33特定扶養16歳から18歳まで 除額の変更16歳から18歳までの扶養控

万円 が廃止されまし

た。

33

更について固定資産税の納期の

児

手当

現

況

変

ていますのでお知らせします。4回です。納期が変更になっは7月、9月、11月、12月の | 7月、9月、11月、12月の| | 今年度の固定資産税の納期

てる課税免除区域につい固定資産税の震災によ

会は、平成24年度より課税さい。 中成24年1月1日時点におい で通常利用が可能となった場 で通常利用が可能となった場 ります。 知書に同封する課税明細書に 家屋は、 課税免除となっ 月送付納税通 を土

◇現況届に必要なもの

(事前に郵送しています。)

印鑑

◇受付場₹ ※日曜日

役 場 1

階

町民税務課窓口

況を確認するための現況届を提出するこ 月以降の手当が受けられなくなりますの ととなっています。届出をしないと、 になりました。 なお、対象者には個別に通知しますの 4月から子ども手当が児童手当に変更 忘れずに手続きをしてください。 児童手当では、養育の状 6

午前8時30分から午後5時まで

(日曜開庁)

も受付を行っています。

P課税免除とな24

◇受付期間 6 月 1 日 内容をよく確認のうえ提出してください 金 から29日 (金) (土曜・祝日を除く。)

・児童手当・特例給付現況届 子さんが住んでいる世帯全員の住民票18歳未満の別居しているお子さんがいる場合は、 が必要となります。 国民健康保険から社会保険に変更になった方は、

保険証

そ Ō お

振込先口座を変更される方は、 変更する通帳を持参くだ

平成24年度 町県民税の震災による雑損控除の取り扱いについて

度町県民税の控除額の中民税の控除額の計算に含民税の控除額の計算に含民税の控除額の計算に含いては24年の町県 雑損控除額からその年の新得額より大きい場合は 税より雑損控除を適用し方は平成24年度の町県民損控除を新規に申告した 控除 平成22年分確定申告とし 翌年度に繰り越します まま引き継ぎます。 の申告をし 雑損控除額の繰越がある に雑損控除額全額をそ に震災減免の適用を受け平成23年度の町県民税 所得額を差し引 申告をし 平成24年3月の所得税 の申告時期にお (震災のは 次年 た方は、 度平 た雑損控除) 特例として 成25年 告の雑 いた額を の中年

雑損控除の適用ケース①

・震災の雑損控除を平成23年中に確定申告(震災特例平成22年分として申告)した場合

・住宅全壊、各年の所得が200万円、震災雑損控除額500万円とした想定

(単位 万円)

所得税の申告年	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	500 500-200=300 300を繰越	300 300-200=100 100を繰越	100 100-200=-100 繰越なし	0	

町県民税分

所得税分

平成22年分確定申告の内容は平成23年度町県民税に対応 (次年度以後も同様)

(単位 万円)

	*				
町県民税の課税年	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	500 [雑損控除額を次年度へ 町県民税は災害減免により免除	500 500-200=300 300を繰越	300 300-200=100 100を繰越	100 100-200=-100 繰越なし	0

雑損控除額は平成23年度では取らず平成24年度へ引き継ぐ

_		
44.10	+ 00 - x + 00 /	-
1 2件 指令	70位の海田ケー	$\neg (2)$
1 采用作目:	学味の適用ケー	スに

- ・震災の雑損控除を平成24年3月に確定申告(平成23年分として申告)した場合

住宅全壊、各年の所得が200万円、震災雑損控除額500万円とした想定

						(単位 万円)
	所得税の申告年	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
	所得額	200	200	200	200	200
	雑損控除額	維損控除申告前	500 500-200=300 300を経越	300 300-200=100 100を繰越	100 100-200=-100 経越なし	0

四周 尼粉乙

平成22年分確定申告の内容は平成23年度町県民税に対応 (次年度以後も同様)

可景氏代方 (単位 万円)					
町県民税の課税年	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所得額	200	200	200	200	200
雑損控除額	雑損控除申告前 町県民税は災害減免により免除	500 500-200=300 300を繰越	300 300-200=100 100を繰越	100 100-200=-100 繰越なし	0